議題　２　施設入所者等の意向調査の実施について

資料　３

1. 現状と課題
   * 大阪府では、平成19年7月及び平成23年6月実施された調査以降、障がい者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項の「障害者支援施設」をいう。）の入所者及び宿泊型自立訓練（規則第25条第7項に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。）の利用者（以下施設入所者等という。）の意向や地域生活移行に向けた課題等の把握が行われていない。
   * 第4期障がい福祉計画では施設入所者の地域生活移行の目標として746人を掲げているが、目標達成は厳しい状況にある。
   * 市町村からは、障がい者支援施設にはより重度の方が入所されており、地域の障がい福祉サービスの提供体制が整っていない中、地域生活移行は難しいとの声を聞くが、施設入所者の中で地域で暮らしたいと思っている方、今の暮らしを望んでいる方がどれくらいおられるのか、また、地域で暮らしたいが実現できていない理由は何か、把握が必要である。
   * また、平成27年4月よりすべての障がい福祉サービス利用者はサービス等利用計画（計画相談）が作成され、そこには利用者の意向が反映されているものであるが、大阪府では必ずしも相談支援体制の整備が十分ではなく、セルフプランの占める割合も多いことなど、とりわけ施設入所者の意向把握ができていないと市町村から多く聞いている。
   * 本来、市町村において調査等、施設入所者の意向把握を行うことが望ましいが、府内の障がい者支援施設においては、援護の実施市町村が違う方が入所されており、市町村ごとに、調査内容や実施方法、実施時期等が違うと、調査を受ける障がい者支援施設においては負担となる。
2. 調査の目的、実施方法
   * 調査の目的としては、あくまで施設入所者等の意向を把握すること。決して今の暮らしを否定するものではない。
   * 施設入所者等の意向を把握することで、地域で暮らしたい施設入所者がどれくらいいて、必要な支援及び課題は何か、を明らかにし、府又は市町村の第5期障がい福祉計画等必要な施策に反映させていく。
   * 実施方法は、府内の施設入所者等（大阪府内の市町村が援護の実施者）を対象に、調査票を送付し、事業所の職員が聞き取り等を行っていただく。

* 調査項目及び内容

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本人への質問 | どこで暮らしたいか、誰と暮らしたいか、どんな生活がしたいか、地域での暮らしについて不安なこと | |
| 支援者への質問 | 基本事項 | 性別、年齢、障がい支援区分、入所期間、障がい種別、援護の実施者（大阪府内に援護の実施市があるものに限る） |
| 質問事項 | 地域生活は可能か（個別支援計画の目標に記載があるか）、地域生活の阻害要因は何か（本人の特性を支える支援の状況等） |
| 事業所への質問 | 定員、実員、地域生活移行への取り組み、地域生活移行の課題 | |

* 下線部について、地域生活が可能とする判断は現在のサービス提供体制で判断する。その上で難しい場合は阻害要因にあげていただく。例えば、医療的ケアが十分ではない、本人の特性に応じた支援を行える支援者がいない、など。単純に住まいの場さえあれば可能な方は可能に含めていただく。
* クロス評価

本人の思いと職員の評価をクロス評価

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本人  職員 | 地域で暮らしたい | 今の暮らしがよい・  わからない | 意思確認できず |
| 地域生活が可能 | Ａ | Ｂ | Ｅ |
| 地域生活は難しい | Ｃ | Ｄ | Ｆ |

Ａ　－　積極的な地域生活移行支援

Ｂ　－　見学や体験等地域生活につながる支援

Ｃ　－　本人の思いを尊重し、何が阻害要因なのか分析

Ｄ　－　現在の生活を継続。ただし、地域生活の情報提供等は行う

Ｅ　－　本人の意思確認の方法について検討し、地域生活移行の支援を行う

Ｆ　－　現在の生活を継続しつつ、本人の意思確認ができないか検討